

北谷町のわがまち特例一覧 (R6.4.1現在)

No.	適用対象	対象資産	取得時期の要件	適用期間	特例率	添付書類	根拠法令		
							地方税法	北谷町税条例	
1	家庭的保育事業の用に直接供する資産	家屋 償却資産	-	期限なし	1/3	・事業の認可を受けたことを証する書類	第349条の3 第27項	第61条の2 第1項	
2	居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産	家屋 償却資産	-	期限なし	1/3	・事業の認可を受けたことを証する書類	第349条の3 第28項	第61条の2 第2項	
3	事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する資産	家屋 償却資産	-	期限なし	1/3	・事業の認可を受けたことを証する書類	第349条の3 第29項	第61条の2 第3項	
4	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/3	・汚水又は廃液処理施設、下水道除害施設の設備であることが分かる書類 ・設置許可証	附則第15条 第2項第1号	附則第6条の2 第1項	
5	公共の危害防止施設等 下水道除害施設	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	4/5		附則第15条 第2項第5号	附則第6条の2 第2項	
6	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設	指定避難施設避難用部分	家屋	H30.4.1～R9.3.31	5年間	1/2	・指定避難施設に指定されたことを証する書類	附則第15条 第22項第1号	附則第6条の2 第3項
7		協定避難用部分	家屋	H30.4.1～R9.3.31	5年間	1/2	・管理協定に係る書類	附則第15条 第22項第2号 ・3号	附則第6条の2 第4項・5項
8		指定避難用償却資産	償却資産	指定日以降に取得したもの	5年間	1/2	・指定避難施設に指定されたことを証する書類	附則第15条 第23項第1号	附則第6条の2 第6項
9		協定避難用償却資産	償却資産	締結日以降に取得したもの	5年間	1/2	・管理協定に係る書類	附則第15条 第23項第2号	附則第6条の2 第7項
10		特定太陽光発電設備 (1,000Kw未満)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第1号イ	附則第6条の2 第8項
11	特定風力発電設備 (20Kw以上)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第1号ロ	附則第6条の2 第9項	
12	特定地熱発電設備 (1,000Kw未満)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第1号ハ	附則第6条の2 第10項	
13	特定バイオマス発電設備 (10,000Kw以上20,000Kw未満)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第1号ニ	附則第6条の2 第11項	
14	特定バイオマス発電設備 (10,000Kw以上20,000Kw未満) 一般木質・農業残さ区分に限る	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	6/7	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第2号	附則第6条の2 第12項	
15	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備	特定太陽光発電設備 (1,000Kw以上)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第3号イ	附則第6条の2 第13項
16	特定風力発電設備 (20Kw未満)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第3号ロ	附則第6条の2 第14項	
17	特定水力発電設備 (5,000Kw以上)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第3号ハ	附則第6条の2 第15項	
18	特定水力発電設備 (5,000Kw未満)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第4号イ	附則第6条の2 第16項	
19	特定地熱発電設備 (1,000Kw以上)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第4号ロ	附則第6条の2 第17項	
20	特定バイオマス発電設備 (10,000Kw未満)	償却資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3	・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書 ・出力規模、取得時期が分かる書類	附則第15条 第25項第4号ハ	附則第6条の2 第18項	
21	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	家屋	H27.4.1～R7.3.31	5年間	2/3	・サービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類	附則第15条の8 第2項	附則第6条の2 第19項	
22	大規模の修繕等が行われたマンション	家屋	R5.4.1～R7.3.31	1年間	1/3	・マンション管理士等が発行した、長寿命化に資する大規模修繕工事であることの証明書等（大規模修繕工事が完了した日から3月以内に申告してください。）	附則第15条の9 の3第1項	附則第6条の2 第20項	